

促進区域の設定に関する愛知県基準策定検討会（第2回） 会議録

■ 開催日時 2023年1月17日（火） 13時00分～15時00分

■ 開催場所 愛知県本庁舎 6F 正庁（Webexの併用）

■ 出席者 以下のとおり

○ 委員

丸山委員（座長）、佐野委員、雪田委員

【オンライン出席】

生田委員、小林委員、田代委員、中山委員（座長代理）、橋本委員

○ 事務局

環境局：来住南地球温暖化対策監

環境局地球温暖化対策課：永井課長、戸田担当課長、石原課長補佐、加藤主任

環境局環境政策部環境活動推進課：高橋課長補佐、猿渡主査、中村主任

○ 傍聴人

1名

■ 検討会内容

1 開会

2 議事

- (1) 「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する愛知県基準」の策定について
事務局から、資料1から資料3により説明を行った。

(質疑応答・意見聴取)

【資料1】 前回検討会の御意見と対応

【資料2】 促進区域の設定に関する愛知県基準 (案)

【資料3】 県内の再エネポテンシャルの推計

雪田委員：資料2 P.27の風力発電における鳥類のセンシティブティマップについて、万博の時にオオタカの営巣があったこともあり、大学内での風力発電施設の設置の際に色々なご意見を頂いた経験がある。そのような場合も、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響について考慮されるという解釈で良いか。

また、資料3 P.13の参考7では、陸上風力のポテンシャルを100mメッシュを用いて算出しているが、100mメッシュでの発電量は、ある程度想定する風力発電機があり、それを参照しているのか。

事務局：オオタカについては、過去には種の保存法の希少野生動植物種となっていたが、平成29年に外れている。また、国のレッドリストIA類、IB類、II類に分類される絶滅のおそれのある種を「考慮を要する事項」の対象として扱っているが、オオタカは平成18年以降準絶滅危惧種(NT)となっている。昔はオオタカが確認されると事業が止められたりしたが、今はそれほど厳しくはない状況である。希少猛禽類などの取扱いについて、今後実施する野鳥の会や自然保護協会、WWFなどの自然保護団体からのヒアリングを踏まえて検討したい。

資料3の陸上風力について、環境省のデータシステム「REPOS」に掲載されているポテンシャルデータは100mメッシュで示されており、県内のポテンシャルの算出はこのデータを利用している。メッシュの大きさは、風力の対象規模を勘案したものではない。

丸山座長：オオタカについて補足すると、県としては環境保全上の考慮対象に含めていないが、市町村において対象とすることは可能である。

小林委員：市町村ごとに地域特性などを踏まえて促進区域を設定するということだが、それを示す文言はどこにあるのか。例えば「十分な離隔距離を確保する」というような比較的曖昧な文言を使用しているが、これをどの程度の距離とするのかなど、各市町村の判断で設定することについてどこを見れば良いか。

事務局：風力発電施設の騒音による影響について説明をすると、施設の規模や立地などの各種条件によって事業ごとに必要な距離が変わってくるため、県の一律の基準と

して明確な離隔距離を示せないということでこのような記載としている。

愛知県は県内の一律基準を定めているため、市町村において地域特性を考慮した基準を策定する旨を参考資料1に留意事項として記載している。

小林委員：具体的にはどこを読めば良いか。

事務局：資料2 P.31の参考資料1で、「1 本基準で定める範囲と市町村が自ら検討すべき事項」の「(2) 市町村が自ら検討すべき事項」として、市町村ごとの地域特性などに応じて配慮を要する事項を記載している。

小林委員：これを見ると県の基準が上位で市町村がその下にあると読むこともできるが、そうではないのか。

事務局：まず、環境省令で定める国の基準があり、その上乘せ・横出し基準として県の基準が環境配慮の観点から定めることになる。それを踏まえて、市町村が地域の環境保全のための取組として環境配慮のための認定要件を定めるという、それぞれで基準を上乘せするような形で、より地域に環境保全の配慮がもたらされるような制度設計になっている。

小林委員：つまり、県の基準を逸脱するような基準を定めるのはよろしくないという解釈で良いか。

事務局：制度上はそのとおり。

丸山座長：小林委員の言う「逸脱する」ではないが、市町村が「独自に上乘せする」ことは可能である。

小林委員：ある市の太陽光発電施設の導入に関する委員になっているが、そこでは自然公園などの問題ではなく、民地の多いところに大規模な太陽光発電施設ができると居住地域から目立って見えるため、景観として大変不快に感じるという問題について議論されている。住民の生活の観点からの景観上の配慮は県基準に含めないのか。

事務局：現在の基準案には住居からの景観への影響に関する記載はないが、景観への影響に関するトラブルが多くあることも理解している。県基準の中にそのような内容を記載することにより、促進区域の設定や環境保全のための取組に関する事項を定めるに当たって、より市町村に注意していただけるといった観点はある。県基準に含めることができるか検討する。

小林委員：具体的に記載するのは難しいと思うが、そういったことにも各市町村で配慮することを促すような記載はあった方が良い。基準にない決まり事を市町村レベルで新しく作るというのは難しいため、きっかけとなるような記載が必要である。

事務局：基準の本文中ではなく、市町村が促進区域を設定するに当たっての留意事項としての記載を検討したい。

橋本委員：動植物のレッドリスト掲載種について、準絶滅危惧種と絶滅のおそれのある地域個体群に関する記載がないのはなぜか。

事務局：レッドリストでは、IA類からII類までを絶滅のおそれのある種として扱っているため、これらを基準の対象としている。準絶滅危惧種や地域個体群は記載してい

ない。

橋本委員：県としては配慮しなくて良いということか。

事務局：どのように基準に含めることができるか、担当部局と調整して検討したい。

橋本委員：県基準は環境保全の面から策定するとのことだが、天然記念物はどのように考えているか。

事務局：環境保全の観点から定める基準であるため、天然記念物については基準に含めていない。

橋本委員：天然記念物にはニホンカモシカなども含まれている。それらがレッドリスト掲載種などに該当しない場合はどのような取扱いとしているのか。

また、質問ではないが、鳥類に関するセンシティブティマップについて、EADAS 上では渡り鳥のルートが細い線で示されており、その矢印が対象地域と重なっていないので問題ないと判断されてしまうことがある。元々の文献では、ルートが幅の広い矢印で大きく示されているため、センシティブティマップの活用には注意が必要かと思う。

事務局：天然記念物については、寺社や遺跡だけでなくニホンカモシカや植物なども含まれるため、それらの取扱いについては再度検討する。

センシティブティマップで示されている渡り鳥のルートの幅については記載の方法を検討する。

橋本委員：来年度から環境省による OECM、自然環境共生サイトが開始されるが、現状はマップなどが整備されておらず除外区域には指定できないと思うが、配慮事項に含めることについては検討してもらいたい。

事務局：30by30 の目標を達成するため環境省では OECM を進めているが、現在は試行的な登録が行われている段階であるため、今後の見込みなどを環境省に確認するなどして検討したい。

丸山座長：資料 3 P.14 の参考 8 のスライドについて、2050 年の県の推計電力需要量の記載が太陽光と風力の両方に数字があるのがよく分からない。需要の推計であれば 1 つだと思うがなぜ分かれているのか。

事務局：スライド下部の注書きに記載しているが、元々全体の総需要量を算出していたが、施設の種類ごとのポテンシャルとの比較が難しかったため、2050 年度の各再エネの導入目標を勘案して各再エネの電力需要量を算出している。

丸山座長：推計電力需要量の総量はいくつなのか。再エネ施設ごとに必ずしも按分する必要はなく、例えば県の推計電力需要量の枠を作って全体需要量を記載した方がよい。

事務局：全体の需要量を追記する。

丸山座長：市町村が独自に上乘せや横出しができるという話について、何を参考にして、どのようにやるのかという情報提供が必要かと思う。例えば、騒音の住宅からのセットバックの考え方について、もう少し具体的な説明が必要なのではないか。

また、市町村が、個別の事項ごとに社会的条件をどのように決めたら良いか分かるような資料があった方がよい。

事務局： 市町村が独自の基準を決めるに当たってどのように進めていけば良いのか、その参考となる資料については整理する。

丸山座長：資料2 P.31 の参考資料1 のところで、2 にデメリットを軽減するための方法として、順応的管理について記載しているが、基準の中に順応的管理を検討することというような書きぶりで記載することを検討しても良い。植生などは一旦施設を立ててしまうと運転開始後の対応が難しいが、シャドーフリッカー、騒音、動物、鳥類などは施設の運転方法によって改善するものが多く順応的管理が機能するため、必須条件ではないが検討する程度の記載があった方が良い。

事務局： どのように基準に追加できるか検討する。

(2) 今後のスケジュールについて

事務局から、資料4により説明を行った。

(質疑応答・意見聴取)

【資料4】 検討スケジュールについて

橋本委員：次回検討会の開催日について、2月下旬であったと思うが3月上旬に変更したのか。

事務局：パブリックコメントや今回の意見の取りまとめに時間を要するため、当初の予定より一週間程度あと倒しでの開催を予定している。

3 閉会